

令和7年4月21日  
課名： 総務課  
内線： 8415、8416  
直通： 0944-77-8415

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者等：住所 柳川市東蒲池882-4  
商号又は名称 金納建設株式会社
- 指名停止の期間： 令和7年4月21日～令和7年5月4日（2週間）
- 事実概要：  
当該業者が本市発注の「鹿島地区農村環境水路整備工事（単独）」について、履行期限を遅延し、契約に違反した。
- 指名停止の理由：  
このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第1の4に該当する。  
従って、本件については、指名停止2週間とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第1の4に該当】

番号	項目	措置要件	期間
4	契約違反	過失による粗雑工事（市発注工事等に限る。）に係る措置要件に該当する場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内